



季刊・秋号 第67号 2021年10月15日発行
 〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル
 榎木町306 坂口ビル2F
 TEL 075-352-2640 FAX 075-352-2646
 HP <http://www.attaka-support.org/>
 E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp
 郵便振替口座 00900-2-264244
 認定特定非営利活動法人 あったかサポート 理事長 山本 賀則

目次

SDGs において、私たちにできることは何か	編集部	1
コロナ禍における労働災害の特徴について	篠原耕一	2~3
「あったか歳時記」(秋)	上野 都	4
介護保険料滞納者の問題について	喜多和美	5
連載「当世シニア気質」(7)	柏倉 裕	6
コロナ禍における労働者、事業者への支援策、給付金等について	杉原純子	7
労働関連法セミナー報告	榎木庸弘	8
私の読書館 図書紹介と私の所感	山本賀則	9
編集後記	編集部	10

めっきりと涼しくなり、街に上着姿が戻ってきました。その胸に丸形のカラフルなバッジをつけている人を見かけることが多くなりました。このバッジは、SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標) で掲げられている17の目標を配色したバッジです。

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された『我々の世界を変革する・持続可能な開発のための2030アジェンダ』に記載されている、2030年までに達成すべき国際目標です。それは「誰一人取り残さない」ことを誓うものであり、そのための行動変革につなげる17の開発目標、必要な知識とスキルを得ることなど169の具体的な目標、そして232の指標が掲げられています。

SDGsが目指すものは、世界に存在する問題の解決です。「貧困をなくそう」が目標になっているのは、なくすべき貧困があるからです。「飢餓をゼロに」が目標になっているのは、飢餓に苦しむ人がいるということです。SDGsに掲げられた目標は、それだけの問題が存在することを示しています。

当法人は本年度の事業計画において、SDGsが掲げる17の開発目標に賛同し、特に「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」「働きがいも経済成長も」「人や国の不平等をなくそう」の4つの目標に設定されている、具体的な目標に積極的に取り組むことを宣言しました。これらの目標に取り組むこととしたのは、それらが当法人の目的および事業活動と重なるからです。この取り組みを持続させるためには、会員の皆さま、関係者の皆さまの協力が欠かせません。

SDGsは世界規模の大きな目標であり、その実現には世界が力を合わせる必要があります。国連広報センターでは『持続可能な社会のためにナマケモノにもできるアクション・ガイド』というリーフレットを公開しています。『ガイド』では「あなたができること」として、日常生活に取り入れられる行動を紹介しています。あなたも一読してみてください。きつと「SDGsにおいて、私たちができることは何か」を知り、新たな行動を起こすためのヒントが見つかるはずです。

主張 SDGsにおいて、私たちにできることは何か



私たちは、持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

コロナ禍における労働災害の特徴について

元労働基準監督官 篠原耕一

この記事を書いている令和3年9月26日の日経新聞の一面見出しに、「上場企業の昨年度 非正規21万人減」とある。この数字は、上場企業の有価証券報告書で「平均臨時従業員数」などとして公表されているいわゆる非正規従業員数（年度内の平均人数）を日本経済新聞社が集計したもので、2543社（上場企業全体の約65%）の合計で令和元年度から21万5953人（5%）減ったと記載されている。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や外出自粛の影響で減少数が多い業種として、サービス業、鉄道・バス、小売業が挙げられており、中小企業と合わせ、令和2年は多くの人が職を失った1年であった。そのような状況下の令和2年について、厚生労働省が本年4月30日に公表した「令和2年労働災害発生状況」（令和2年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和3年4月7日まで）を基にして、コロナ禍における労働災害の特徴について述べていく。

令和2年のコロナ感染の労災認定6041人

業種では社会福祉施設が最多の1600人

令和2年の労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という）は131,156人（前年比プラス5,545人・4.4%増）であり、多くの人が職を失ったにもかかわらず前年よりも死傷者数が増加している。これは、新型コロナウイルス感染症による労働災害対象者が6,041人におよんだことにもよるが、これを除いたとしても125,115人（前年比マイナス496人・0.4%減）であり、労働災害が前年と比べて大きく減少していないことがわかる。

令和2年の業種別労働災害の発生状況及び前年比を表1に示す。

業種別の前年比では、年々労働災害が増加している社会福祉施設（プラス3,222人・32.1%増）、非正規従業員数が減ったとされているにもかかわらず小売業（プラス675人・4.6%増）、菓ごもり需要の影響

表1 令和2年 業種別労働災害発生状況

業種	令和2年	前年 令和元年	対前年（令和元年）比較	
			増減数（人）	増減率（%）
全産業合計	131,156	125,611	+5,545	+4.4%
製造業	25,675	26,873	-1,198	-4.5%
建設業	14,977	15,183	-206	-1.4%
陸上貨物運送事業	15,815	15,382	+433	+2.8%
小売業	15,341	14,666	+675	+4.6%
社会福祉施設	13,267	10,045	+3,222	+32.1%
飲食店	4,593	5,141	-188	-3.7%

表2 令和2年 業種別労働災害発生状況
（新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除く）

業種	令和2年	前年 令和元年	対前年（令和元年）比較	
			増減数（人）	増減率（%）
全産業合計	125,115	125,611	-496	-0.4%
製造業	25,330	26,873	-1,543	-5.8%
建設業	14,790	15,183	-393	-2.6%
陸上貨物運送事業	15,669	15,382	+287	+2.0%
小売業	15,257	14,666	+591	+4.3%
社会福祉施設	11,667	10,045	+1,622	+18.6%
飲食店	4,874	5,141	-267	-5.7%

響か陸上貨物運送事業（プラス433人・2.8%増）で、労働災害が増加しており、これらの業種については、新型コロナウイルス感染症による労働災害対象者数を除いても、社会福祉施設（プラス1,622人・18.6%増）、小売業（プラス591人・4.3%増）、陸上貨物運送事業（プラス287人・2.0%増）ともに前年より増加している。

一方、前年比で減少したのは、店舗の休業や時短営業、外出自粛のあお

りを大きく受けた飲食店（マイナス188人・3.7%減）のほか、製造業（マイナス1,198人・4.5%減）、建設業（マイナス2,066人・1.4%減）においても減少している。これらの業種について、新型コロナウイルス感染症による労働災害対象者数を除くと、飲食店（マイナス2,677人・5.7%減）、製造業（マイナス1,543人・5.8%減）、建設業（マイナス3,933人・2.6%減）となり、業種を問わず新型コロナウイルス

ウイルス感染症の罹患が、労働災害として認定されていることがわかる。令和2年の業種別労働災害の発生状況のうち、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除いたものを表2に示す。

事故の形勢別ではコロナ感染を含むその他が大幅な増加

次に、どのような形態の労働災害が発生しているのかを示す事故の型別労働災害発生状況であるが、多い順に「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」はさまれ・巻込まれ「切れ・こすれ」「交通事故（道路）」と、令和2年も前年の令和元年も順番は同じである。

平成2年と平成元年の比較である前年比の大きな特徴として、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害件数が含まれる「その他」(+6,119人・407.7%増)が大きく増加したことが挙げられる。

令和2年の事故の型別労働災害の発生状況及び前年比を表3に示す。

コロナ感染症の決定件数に対する支給件数の割合が98.1%と高い水準

新型コロナウイルス感染症が労災補償の対象になるかどうかについては、

表3 令和2年 事故の型別労働災害発生状況

事故の型	令和2年	前年 令和元年	対前年（令和元年）比較	
			増減数（人）	増減率（%）
転倒	30,929	29,986	+943	+3.1%
墜落・転落	20,977	21,346	-369	-1.7%
動作の反動・無理な動作	19,121	17,709	+1,412	+8.0%
はさまれ・巻込まれ	13,602	14,592	-990	-6.8%
切れ・こすれ	7,592	7,977	-385	-4.8%
交通事故（道路）	6,863	7,350	-487	-6.6%
その他	7,620	1,501	+6,119	+407.7%

厚生労働省が通達において「国内の場合」と「国外の場合」とで具体的な取扱いを示しているが、「国内の場合」は次のように示されている。

①医師・看護師や介護の業務に従事する医療従事者等は、業務外で感染したことが明らかでない場合を除き、原則として対象

②医療従事者等以外の労働者であつて、感染経路が業務によることが明

らかな場合は対象

③医療従事者等以外の労働者であつて、感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務など）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等の累計は、厚生労働省により公表されており、令和3年9月10日18時現在のものを表4に示す。

決定件数に対する支給件数が全体で98.1%と高く、死亡に関するものも50件認定されており、あらためて職場における感染症対策の必要性を痛感する。

最後に、大きなリュックを背に、酷暑や雨をものともせず、夜も遅くまで黙々と働く人々を目にするのが日常となった。労働者ではなく自営業者（フリーランス）という立場で働かれている場合、事故に遭っても労働災害としてカウントされず、労災補償も原則（※）として受けることができない。世の中を支えるこうした人たちが報われ、安心して働ける制度が築かれていくことを望む。

※労働者でない者が労災保険の給付を受けるには事前に特別加入することが必要であり、これまでも「自動車

及び原動機付自転車を使用して貨物運送事業を行う者」は一人親方等として特別加入の対象範囲となつていますが、令和3年9月1日からは、「自転車を使用して貨物運送事業を行う者」も特別加入の対象となった。

表4 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等
（ ）内は遺族請求（死亡）に係る件数で、内数。

業種	請求件数	決定件数	うち支給件数
医療従事者等	12,857 (17)	10,682 (15)	10,496 (15)
医療従事者等以外	4,569 (62)	3,183 (34)	3,110 (33)
海外出張者	31 (4)	20 (2)	20 (2)
合計	17,457 (83)	13,885 (51)	13,626 (50)



あつたか歳時記

(秋)

失われて気がつくもの

上野 都



年をまたぐ自粛の日々が続き、すっかり家にこもる日常に慣れてしまった。たまに外へでると、歩道のすき間から葉を伸ばした小さな草にも目がゆく。長雨の八月、九月も穏当に過ぎれば、ふと思つ。

そういう年は、金木犀の香りに遭遇しなかつたな、と。マスクのせいだ。かすかな香りには、まじり、金の粒をこぼしたような花の散り際までを見届けるいとまもなく、風も大地もマスクに覆われて過ぎた秋。

木犀の香にあけたての障子かな
高浜虚子

乾いた風に乗る、どこからか流れてくる金木犀の香り。障子を開けておくには風が通りすぎる、かといって閉めればせつかくの便

りも絶えてしまう。そこで障子を開けたり閉めたり。そんな風まかせのわが身にも興を覚えつつ。

秋風のふきぬけゆくや人の中

久保田万太郎

「人流の抑制」などという治療法があるのか、この聞きなれない言葉が、せつばつまったコロナ禍感染の拡大時には練りかえされる。

いっせいに変わる信号にせかさ
れ、目だけが行きかう交差点、ぬくもりの希薄な「人流」が、まさにそこにある。数字のせいだ。日々、多い、少ない、上がった、下がったと。速足で歩けば、ぶつかりもしよう

が、水は低きに流れる。よくしたもので、たいした衝突もなく、人は行きたいところへ行く。ただ、風だけが知らん顔でブレイクスルーをやっ

てのける。

感染が収まれば…抑制などしなくとも良い山や高原のきれいな風の吹くところへ。

誰もがそう思うらしい。紅葉の季節を頼みにした旅の広告が増えてきた。心が動くせいだ。もう、何か月、がまんしただろうか。家のうちも外も、動くなというし、が、いつしか「証明書」などという出口を創り出した。またぞろ旅心をそる後ろめたさに、経済を廻すという大義名分。

山暮れて紅葉の朱を奪いけり

与謝野蕪村

明るい日差しのもとで見あげるもみじ、晴れた空に稜線を描く錦繡の山々。紅葉は年ごとに違つ、当たったり、外れたり。期待するからだ。そして、久しぶりの遠出も、ひと日過ぎれば山は暮れる。あれほど輝いていた紅葉の谷も翳ってゆくほどに色を失い、ついには暮れ残った頂きの最後の光も消えて

しまう。

秋の山は与えたもの以上を奪う。夕暮にそんな寂しさを何度味わったことか。

山登りの鉄則は下山にある。遠くに富士山でも見えようものなら何時間でも座って眺めていたい。

しかし、思いを振り切つて陽の高いうちに山を下りるには少しばかり勇気がいる、失うものが多いからだ。それでも秋の山の帰り道は、あつというまに暗くなる。薄闇のおりた下りの道、後悔しながら勢いをつけて急ぐ。

犬吠えて里遠からず冬木立

正岡子規

人里の気配がしてくると、改めて夕闇がせまっていたことに驚き、そして山家の明かりにほっとする。もう背後は真っ黒な山塊。尾根を越え、谷筋を下り、まっ平らな平面に立つ暮らしの道がまた待つのみだ。

介護保険料滞納者の問題について

司法書士 喜多 和美

65歳以上の方の介護保険料滞納問題をご存じでしょうか？

私は、仕事で65歳以上の高齢者と関わる人が多いのですが、最近、介護保険料を滞納されている方と関わる事が続きました。そこで、少し調べてみると、昨年十月の朝日新聞の報道では、介護保険料を滞納して差し押さえ処分を受けた人が、2018年度過去最高の約2万人に上がったとのことです。65歳以上の介護保険料が2000年度から約2倍に上昇していることも影響したと指摘されています。

65歳以上の介護保険料の支払い方法

65歳以上の介護保険料の支払いは、年金額が年18万円以上の場合公的年金から天引きされる特別徴収の方法になります。公的年金の額が18万円未満の低年金や無年金の人の場合は普通徴収といって、納付書で自ら支払う、もしくは口座振替で納付する方法で支払います。およそ9割の人が特

別徴収、残り1割の人が普通徴収で、2018年度の収納率を見ると、特別徴収が100%、普通徴収が89.9%とあり、滞納問題は普通徴収の人に起きていることがわかります。

また、年18万円以上の年金であったとしても、年金担保ローン等で年金に担保がついていた場合も普通徴収になりま

す。生活費に困り年金担保ローンを利用した際、介護保険料を納付書で支払わなければならなくなったことに、高齢のため気がつかなくて、支払いを滞らせている人もいます。

介護保険料の滞納者に対する重いペナルティ

さて、介護保険料を滞納してしまった場合、行政はどのような対応をするのでしょうか。

①保険料を滞納して1年以上経過してしまった場合、介護サービスを利用

したとき、かかった費用の全額をいったん支払い、その後、自己負担分以外の保険給付額の支給申請をして支払いを受ける。(保険給付の償還払い化)

②保険料を滞納してから1年6ヶ月以上経過してしまったときは、サービスを利用の際、全額を一旦支払い、自己負担分以外の保険給付額については、支給申請があっても、その支払いを一時差し止める。その給付額から滞納している保険料相当額を差し引くこともある。(保険給付の一時差止)

③時効(2年)によって納付義務が消滅した未納保険料があるとき、納付義務が消滅した期間などに応じて、サービスを受けるときの自己負担割合が引き上げられるほか(1割又は2割負担の方は3割、3割負担の方は4割に)、高額介護サービス費が受けられなくなる。(保険給付の減額)

④滞納となった保険料に対しては、納付期限からおよそ25日経過後に、督促状を送付し、その後納付されない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うこともある。

以上のように、保険料の支払いが困難な困窮者に対して、更なる負担増を求め必要な介護サービスを受けにくくさせる、とても厳しいペナルティを課しています。

2018年度の統計によれば、全国で保険給付の償還払い化は2,714人、保険給付の支払い一時差止めは55人、保険給付の減額等は11,552人になっていきます。これは前年度と比べると、いずれも増えています。

介護保険料滞納者の生活・健康状況

2014年の論文「介護保険料滞納者の生活・健康状況の実態に関する自治体調査」(高橋和行・扇原淳「社会医学研究 第31巻2号」)では、介護保険滞納者が新規要介護認定の申請をするときの状況について、自治体を対象に調査しています。それによると介護保険滞納者は受診抑制率が高く、より健康状態が悪化してから要介護認定の申請を行うために、既に要介護度が高くなってしまつて、生活保護の申請をせざるをえない状況に追い込まれていることなどが推測されたといえます。健康格差にもつながる問題です。非正規労働の割合が増大している現在、今後低年金者等が増えていくことが予想されます。介護保険料滞納者に対する容赦のないペナルティについて、見直していくことが必要なのではないでしょうか。

連載 当世シニア気質

Mといつまでも(7)
モシカアル日

柏倉 裕

インド最北部、ガンジス河の源頭に位置するガルワルヒマラヤは世界で最も美しい地域といわれる。今から70年前、その最高峰ナンダ・デヴィ(7816^{メートル})に初めて挑んだフランス人登山家が縦走途中で消息を絶つた。

登山家の名はロジェ・デュプラ。享年30歳。遠征の間、いつも赤い手帳に詩や日記を綴っていたという。残された詩は日本でも深田久弥の訳で歌にもなり、多くの登山愛好家に語り継がれた。井上靖『氷壁』の中にもこの詩が出て来る。

モシカアル日、オレガ山デ死ンダラ
古ヒ山友達ノオ前ニダ
コノ書置キヲ残スノハ
オフクロニ会ヒニ行ツテクレ
ソシテ言ツテクレ
オレハ幸セニ死ンダト
オレハ母サンノ傍ニイタカラ

チットモ苦シミハシナカッタト
親父ニ言ツテクレ オレハ男ダッタト
女房ニ言ツテクレ
オレガイナクテモ生キルヤフニト
オ前ガイナクテモ オレガ生キタヤフニト

息子タチヘノ伝言ハ

オ前タチハ「エタンソン」ノ岩場デ
オレノ爪ノ跡ヲ見ツケルダラフト

ソシテオレノ友 オ前ニハコフダ
オレノピッケルヲ取り上ゲテクレ
ピッケルガ恥辱デ死ヌヤフナコトヲ
オレハ望マヌ

ドコカ美シヒフェースヘ 持ッテイッ
テクレ
ソシテ ピッケルノタメダケノ小サイ
ケルンヲ作ッテ ソノ上ニ差シ込ンデ
クレ

氷壁に消えたのは、デュプラとその友人だった。深田久弥『ヒマラヤの高

峰』によれば、その翌年、二人の登山家への献辞を込めた「ナンダ・デヴィ」という美しい写真集が出版された。

「二人が小さな影となって頂上へ登っていく写真が載っている。それが彼らの見納めだった。そして次のページは白い余白になっている。無量の感慨のこもった白いページである」

深田久弥はこんな哀切な文章を残したが、その余白のページには当時ヒマラヤ初登頂をめざした者たちのどんな思いが積まれているのだろうか。ナンダ・デヴィ双壁の初縦走はそれから四半世紀を経た1976年、日本山岳会隊によって成し遂げられたという。

Mへ。君はデュプラの詩に何を思うだろう。30をいくつか過ぎた頃、オレはこの詩に触れて心が震えたのを覚えている。ヒマラヤはおろか、冬山をやったこともない者には分かり得ない世界に違いない。でも山への無垢な思い、家族と友への切なさが伝わって今も忘れない。デュプラは優しく、凄いやつだったんだと、そんな気持ちになるじゃないか。

山岳遭難死は決して安らかでも男らしくもない。日本でも植村直己、加藤保男、長谷川恒男ら高名な登山家が山の向こうに消えた。残された家族には

たまらないだろう。しかし彼らは山に命をかけて何かを成し遂げようとした。その志に頭を下げたいと思う。

Mへ。たぶん君は言うだろう。生きて帰って振り返る、それがオレたちの山だと。そう、デュプラだって、きつと同じだ。

「より高い山を、より厳しいルートから、より難しい方法で登る」というアルピニズムが讃えられた時代はもう過ぎた。それなのにデュプラの詩が胸を打つのは、山登りとは何かを痛切に伝えているからと思わないか。志とともに消えゆくものは美しい。

写真は「重廣恒夫のヒマラヤアーカイブス」に掲載されたものです。



ナンダ・デヴィ双壁

コロナ禍における労働者、事業者への 支援策、給付金等について

社会保険労務士 杉原純子

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」と略します）拡大が長期に続く中、事業主は事業の継続、従業員の雇用維持、感染防止策対応に、また働く方々も生活維持のために悩まれておられることでしょう。今回は一部ですが、企業や生活を支える支援策についてご紹介いたします。

1. 労働者の生活維持のための給付金

■ 新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金

新型コロナウイルスの影響で休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し支給されます。

○支給対象休業期間…R2年4月1

日～R3年11月30日分

○給付金額…休業前賃金×80%×その月の暦日数÷就労日数（大企業はR2/4/1～6/30分は60%）

【例】9月に12日間勤務、休業前賃金1日2,500円の場合
30÷12＝18日×2,500円
×80%＝36,000円支給

○申請期間…R2年10月～R3年9月までの休業分 R3年12月31日 R3年10月～R3年11月までの休業分 R4年2月31日

※要件に該当すれば、R2年4月～R2年9月分も申請可能

○ポイント…①退職後でも、在籍期

間については申請ができます

※1 予算5,442億に対し、9月16日時点で1,832億しか支給決定なされておらず、変則勤務者の

シフト減は休業手当の対象でない、休業手当未支給のため申請はできない、事業主が証明しないなどの制度誤認から申請が進んでいません。

※2 国としては、時短勤務やシフト日数減も対象にすること、労働者口座に直接支払われ事業主負担はないこと、労働基準法第26条の休業手当支払い義務の該当性を判断させるものではないこと、学生アルバイトも対象になることなどをQAに提示し、労使協力に基づき申請するよう積極的に促しています。

2. 事業主向け事業継続のための補助金

■ 小規模事業者持続化補助金（低感染 リスク型ビジネス枠）

新型コロナウイルス対策として感染防止と事業継続の両立をさせるため、対人接触機会の減少に資する前向きな設備投資

や新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取り組みに対する経費補助

○補助金額…経費の3/4
最大100万円

○対象事業所…商業・サービス業は従業員5人以下、宿泊・製造・娯楽・その他の業種は従業員20人以下の小規模事業所

【例】

●新たにインターネットショップを開設して商品、サービスを販売
●無観客イベントが可能なオンラインのシステムの導入費用
●大部屋を個室化するための間仕切り設置を行い予約システムの導入など

○対象経費…機械装置、移動販売車両、ITツールの購入費用、広告費、展示会出展費、新商品開発費、補助事業のために雇用了したアルバイト費用等、機器リース・レンタル料、専門家謝金、店舗改装委託費、設備処分費、感染防止対策備品費など

○公募期限…第4回R3年11月10日 第5回R4年1月12日 第6回R4年3月9日

○ポイント…①事前に計画申請は必要です。期限までに提出し、採択された事業所のみ補助されます。

※この補助金は従来からありますが、今回新型コロナウイルス対策のため別枠で予算化され、従来の採択件数

よりも多く採択されています。
（参考）京都市内事業所 R3年第1回目は150事業所、第2回目は107事業所

3. 各自治体の独自コロナ支援例

■八幡市中小企業者等事業継続支援金
新型コロナウイルスの影響を受け、売上が減少し、特に深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主等で、事業継続のために融資を受けた方に対し支給。

○申請期限…R3年12月31日

○支給額…10万円（複数の融資を受けていても、1事業者につき10万円まで）

○対象者…融資が実行された日の3か月以上前から支援金を申請する日までの間、八幡市に所在地を有する、または八幡市に支店や営業所、工場等の事業所がある中小企業者等が対象となる融資制度を受けた事業所

今回のコロナ禍においては、様々な支援策や補助金、資金繰りの優遇策、社会保険料の猶予制度や免除策、自治体独自の支援策が打ち出されており、情報をいかに得るかがポイントとなっています。地方自治体、商工会議所、中小企業庁のミラサポPLUS、京都市市民活動センターなど多くのHPや情報誌で支援策が紹介されています。申請方法の動画や、コールセンター、相談先も記載されていますので、根気よく探して情報を得て下さい。

●秋季労働関連法セミナー報告●

新型コロナウイルス感染拡大の働き方への影響とセーフティネット

(あったかサポート理事) 榎 木 庸 弘

2021年9月京都勤労者学園(ラポール学園)において3週連続で「新型コロナウイルス感染拡大の働き方への影響とセーフティネット」の統一テーマであったかサポート「労働関連法セミナー」が開催されました。今回は、初めてZOOM参加も取り入れて、ハイブリッドで開催したところ、延べ60名の参加を得ることが出来ました。(なお、今回から受講料を無料にして開催しました。)

2021年9月10日より、「新型コロナウイルス感染拡大の働き方への影響とセーフティネット」について、『2021年度秋季労働関連法セミナー』3回が開催された。

第1回は、特定社会保険労務士の椎名みゆき氏を迎えて、『エッセンシャルワーカー等の過重労働、メンタル不調など顕在化する危険とセーフティネット』と題して、講演頂いた。今回のコロナ禍において注目された『エッセンシャルワーカー』についての概要説明に始まり、それにとどまらず、コロナ禍における労働環境及び生活環境の変容をエッセンシャルワーカー以外についても図表を使いなが

ら考察された。

そして、コロナ禍における労災保険給付等についての状況説明をした後、テーマの一つであるセーフティネットについて、現状の枠組みを丁寧に説明された。最後に制度としては未だ十分であり、国会での審議が必要との見解を示し、講演を終えた。

続いて第2回は、司法書士であり社会保険労務士でもある喜多和美氏を迎えて、『長期化する失業、女性や若者の失業など不安定な雇用状況とセーフティネット』について講演頂いた。新型コロナウイルス感染症が与えた影響から、未活用労働指標等、様々な資料や指標を使って、失業について深く考察され

た。その中で、現行の雇用保険制度は、被害を多く被っている非正規労働者層に対して手厚くない実態を述べた。又、コロナ禍において拡充された制度も利用率が低い問題や、数に表れにくい為に対策をとりづらいと言った問題もあり、雇用保険の枠組みを越えた対応が求められているとした。

第3回は、特定社会保険労務士である白田一彦氏に『テレワーク、ギグワーク、兼業・副業など多様化する就業形態とセーフティネット』と題して講演頂いた。氏は、歴史的背景も含めて、この三つのテーマそれぞれの現状と問題点を提示し、それらに対するセーフティネットの現状を厚生労働省の資料などを交えて説明された。

そして、問題を解決するための方法として、最近耳にする機会の多い「自助」、「共助」、「公助」も含めて、セーフティネットについて述べられた。「公助」においては、制度があってもネットの範囲が小さかったり、目が粗かったりして、こりこぼされる案件があるとし、一つの例として、雇用保険の特別加入において、加入団体の準備不足を挙げられた。又、「自助」においては、協力し合える人的ネットワークを構築するのが究極のネットワークだとし、こう言ったセミナー等で社会保障

に関する知識を身につけることがセーフティネットになると述べた。

最後に、このセミナーがみなさんで議論して頂いたり、考えたりするきっかけになればと述べ、講演を締めくくられた。

三回の講演を通して、働き方改革と称する諸々の枠組みの中で、様々な制度が出来たり、変化したりしていると言うことが分かったが、これがどこまで周知されているのか?という問題があるように感じた。潤沢な資源を有する企業は別として、専従の担当者でない小企業や零細企業にとっては、内容によっては死活問題になることもあると言える。特に副業や兼業に関しては、把握しきれない所で、問題が発生したらと考えると、恐怖でしか無い。知識を身につけ、常に更新することの重要性を再認識する良い機会であった。

又、あくまで私見だが、万年人不足の零細企業主としては、就職難とはなんぞやと言う行き場の無い気持ちもあるのは事実だ。新聞で仕事に困っているとか記事が出て、応募が皆無に近い状況にいると、現実味が無いと言っているのが本音である。そのあたりの齟齬の解消が、今後の課題では無いかと思っただ次第である。



図書紹介と私の所感

あったかサポート理事長 山本 賀則

「伴走型支援」 ―新しい支援と社会のカタチ―

(奥田知志・原田正樹 編)

本書は伴走型支援に先駆的に取り組まれている実践家や研究者の論考が11章に編纂されています。第I部「伴走型支援を考える」、第II部「人と地域に伴走する支援」、第III部「新しい社会を構想する」の3部構成になっています。

原田正樹さんは本書編纂の意図について：「伴走型支援」という言葉だけが一人歩きし、矮小化されてはいけないと思ったことが1つあります。：政府としても深刻化する社会的な孤独・孤立の対策が進められようとしています。こうした背景の中で、「伴走型支援」という本質や意義を問い、社会への問題提起として発信する必

要があると思ったからです。：と述べられ、3部構成については、：本書では「伴走型支援」の全体像を描くために、第I部では、基本的な概念とこのことが求められてきた社会的背景について論じました。第II部では、現場の実践家により展開されている「伴走型支援」の現実や課題、必要性について提起しました。第III部では、「伴走型支援」の有する価値や可能性、これらの支援のあり方、社会のあり方まで広げて論じました。(はじめに)：

奥田知志さんは論考の中で：私たちは、「経済的困窮」を「ハウスレス」と呼び、「社会的孤立」を「ホームレス」と呼ぶようにしました。ハウスとホームは違うのです。これが抱樸の活動すべてに共通する認識であり、伴走型支援の基本視点です。(9ページ)：伴走型支援は「解決」という結果ではな

く、「つながり」という「状態」を重視します。どうであれ「生きてつながること」に最大の価値を見いだします。たとえ拒否されても、こちらは「つながり」をあきらめない。(11ページ)：格差や貧困が拡大する現実において「問題解決型支援」は不可欠です。ただ「経済的困窮」の深刻化と同時に「社会的孤立」が進行する現代社会においては「問題解決型支援」と「伴走型支援」は「支援の両輪」として実施される必要があります。(12ページ)：と提起されています。そして、：伴走における「成果」とは何でしょう。私は、「他者とのつながりにおける発的な動機による意欲の醸成」だと考えています。「意欲」とは、自分が自分として生きたいと思えることであり「自分の物語を生きる」ことです。この「自分の物語の創造」が伴走型支援最大の「成果」だと思います。(188ページ)：とまとめておられます。

生活困窮者自立支援事業に関わる方にとっては必読の書ではないでしょうか。



編者紹介

奥田 知志(おくだ ともし)

NPO法人抱樸理事長、東八幡キリスト教会牧師。これまでに36000人(2021年3月現在)以上のホームレスの人々の自立を支援。その他、生活困窮者自立支援全国ネットワーク共同代表、共生地域創造財団代表理事、全国居住支援法人協議会共同代表、国の審議会等の役職も歴任。主著：「逃げ遅れた」伴走者―分断された社会で人とつながる」本の種出版、2020年、「いつか笑える日が来る―我、汝らを孤児とせず」いのちのことは社、2019年、「助けて」と言える国へ―人と社会をつなぐ」(共著) 集英社新書、2013年、ほか。

原田 正樹(はらだ まさき)

日本福祉大学社会福祉学部教授。専攻は地域福祉、福祉教育。日本地域福祉学会会長、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長などを務める。厚生労働省の地域力強化検討会(座長)、地域共生社会推進検討会などに参画。全国生活困窮者自立支援ネットワーク理事、全国社会福祉協議会・ボランティア市民活動振興センター運営委員などを歴任。主著：「地域福祉の学びをデザインする」(共編) 有斐閣、2016年、「地域福祉の基盤づくり―推進主体の形成」中央法規出版、2014年、「地域福祉援助をつかむ」(共著) 有斐閣、2012年、ほか。

年会費納入と寄付金のお願い

私たちは、労働と社会保障の課題解決を軸に、共生の思想のもと、共助の視点に立って「あったか社会」の創造を目指します。当法人の活動にご理解を賜り、本年度も引き続き年会費納入と寄付金をお願いいたします。会員の種類と会費は以下の通りです。

- ① 正会員は、年間1口 5,000円です。個人会員で総会の議決権を有します。
- ② 賛助会員は、年間1口 3,000円です。個人及び団体会員で議決権はありません。
- ③ 協力会員は、年間1口 10,000円です。専門的立場から協力する個人及び団体会員で議決権はありません。

*なお、寄付金については金額の定めはありません。

*当法人への寄付金、賛助会員会費、協力会員会費は寄付金控除に利用できます。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 認定特定非営利活動法人 あったかサポート

編集後記

★2020年に著した斎藤幸平氏の『人新世「資本論」』がベストセラーになり、1年以上経つ今も多くの書店の棚に並んでいます。

著者の主張を簡単にまとめると、「気候変動を始めとする地球の危機的な状況を克服するには、経済成長を求め続ける資本主義内の小手先の改革では無理であり、資本主義を乗り越え、社会システムのそのものの変革が必要であると主張している」。私もこの主張に共感するものです。

本の表題に「資本論」と名付けているように、著者は、マルクスの「資本論」に依拠して現代の気候変動を始めとする地球の危機を説明しようと試みています。それも、これまでの主流の解釈であった「生産力至上主義」者としてのマルクスではなく、最晩年に彼が目指した「平等で持続可能な脱成長型経済」のマルクスです。この解釈を可能にしたのは、著者を含め、世界各国の研究者たちが参加して進めている「マルクス・エンゲルス全集」の刊行プロジェクトです。

現代社会の危機の本質を分析し、その解決策を提示しており、お勧めの一冊です。

★結成以来使用してきた現在事務所からの移転の準備を進めています。理由の一つは、賃料の安い事務所に移転して経費の削減を計ること。二つ目には、現在の事務所が、日曜日と祝日は閉鎖され、月曜日から金曜日は午後8時までしか使用出来ないため不便を来していることです。

★移転を予定している事務所の所在地が南区になるため、当法人の定款2条で「主たる事務所を京都府京都市下京区におく。」となっているため、特定非営利活動促進法の規定で定款の変更手続きが必要になります。

★そのため臨時総会の開催が必要になりますが、コロナ禍のため書面表決方式で開催したく思います。正会員の皆様におかれましては、同封のがきに賛否の意思表示をしていただき返信をお願いします。

(半田敏照)

■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640 FAX 075-352-2646

認定特定非営利活動法人 あったかサポート事務局 はんだとして 半田敏照 (当法人・副理事長兼事務局長)

HP <http://attaka-support.org/> E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

- お問合せ時間 月・水・金/10:00~16:00
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。

